2018年度 早稲田大学大学院法務研究科 「人材発掘」入試法学既修者認定試験 刑 事 訴 訟 法 (出題の趣旨)

【出題の趣旨】

1 本問は、一罪一逮捕一勾留の原則(一罪一勾留の原則)についての理解を問うものである。

一罪一勾留の原則とは、一罪について複数の勾留を行うことはできないというものであり、その根拠は、刑事訴訟法が身柄拘束について厳格な期間制限を定めていることに求められる。なお、「一罪」とは実体法上の一罪を意味するというのが学説上多数説であるが、常習一罪などについては見解が分かれている。

本問では、一つの常習賭博罪を構成する「1月から4月にかけての3回の賭博行為」と「2月の2回の賭博行為」について、同時処理の論理的な可能性はあったが、現実的な可能性はなかったと考えられる。そこで、このような場合にも一罪一勾留の原則の適用があるか、また、同原則が適用されるとしても、その例外が認められないかが問題となる。

2 本間で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ず取り上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。教科書を丁寧に読み、講義を聴いていれば、解答を導くことができる問題である。

以上